

業 務 番 号							
設計年度	令和 8 年度	大和町特定環境保全公共下水道事業計画書作成業務委託 仕様書 公共下水道事業 三原市大和町和木					
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
委託期間							
委 託 概 要		起 工 理 由					
下水道法による事業計画業務 一式							

単独

仕 様 書

大和町特定環境保全  
公共下水道事業計画書  
作成業務委託

特記仕様書

令和8年度

三原市都市部下水道整備課

## 業務委託標準仕様書

### 〔1〕 一般仕様書

#### 第1章 総則

##### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、三原市特定環境保全公共下水道事業計画書における汚水管渠に係る図書を作成することを目的とする。

##### 1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

##### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

##### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

##### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

##### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

##### 1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

##### 1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

##### 1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

##### 1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

##### 1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

### 第2章 計画

#### 2.1 一般的事項

受注者は、設計に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

#### 2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

#### 2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

#### 2.4 調査及び計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、特記仕様書に基づいて事業計画図書を作成するものとする。

#### 2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

### 第3章 提出図書

#### 3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

##### 1 事業計画申請図書

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 区画割平面図（汚水）（縮尺 1/2, 500 程度） | 2 部 |
| (2) 枝線の管渠流量計算書                 | 2 部 |

##### 2 打合せ議事録

##### 3 電子成果品一式

## 第4章 参考図書

### 4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル  
（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続（都市計画協会）

## 〔2〕特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「下水道法による事業計画業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

### 2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 事業計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道)  
 (汚水・雨水計画共、汚水計画のみ、雨水計画のみ)  
 面積 ( 36 ) ha 区域は別添図のとおり  
 改築事業の補助区間と単独区間の内訳
- (2) 測量 (あり、なし)
- (3) 幹線管渠の施設平面図作成 (既存区域)  
 (汚水・雨水計画共、汚水計画のみ、雨水計画のみ、なし) 区域は別添図のとおり

### 3. 作業項目

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 汚水管渠計画		
区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管渠を含む路線ごとの管渠記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管渠を含む管渠記号、排水面積 (各線、追加)、管渠延長 (各線、追加)、人口密度、人口 (各線、追加)、その他水量、汚水流出量等
区画割平面図作成		枝線管渠を含む管渠記号、区画割線、面積、分区界等の記入
まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
2. 設計協議	発注者との設計協議	初回協議、中間協議 (1回)、最終協議

## 業務数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
設計業務費					
設計業務等標準歩掛				1	レベル1
共通				1	レベル2
打合せ等				1	レベル3
打合せ等				1	レベル4
事業計画				1	レベル2
事業計画				1	レベル3
下水道法による事業計画業務				1	レベル4
**直接人件費**					
直接経費					
旅費交通費				1	レベル2
旅費交通費				1	レベル3
旅費交通費				1	レベル4
電子成果品作成費				1	レベル2
電子成果品作成費				1	レベル3
電子成果品作成費				1	レベル4

## 業務数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考
** 直接原価 **					
その他原価					
** 間接原価 **					
** 業務原価 **					
一般管理費等					
** 業務価格 **					
消費税等相当額					
** 業務委託料 **					
消費税相当額計					
業務費計					

## 業務数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量(前回)	数量(今回)	備考

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系	0 48 三原市(大和) 00-08.06.01(0)  2 委託		≪凡例≫ Co・・・コンクリート      As・・・アスファルト DT・・・ダンプトラック      BH・・・バックホウ CC・・・クローラクレーン      TC・・・トラッククレーン RTC・・・ラフテレーンクレーン
発注区分	当世代 41 建設コンサル	前世代	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0201 レベル2
	1	式			
打合せ等					Y2C020101 レベル3
	1	式			
打合せ等					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
打合せ（中間1回）					V00012 00
	1	式			単第0 -0001 表
事業計画					Y2C0202 レベル2
	1	式			
事業計画					Y2C020201 レベル3
	1	式			
下水道法による事業計画業務					Y2C02020101 レベル4
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
事業計画B（単独公共下水道：汚水計画のみ）	1	式			V0001 00  単第0 -0005 表
**直接人件費**					
直接経費					Z0001
旅費交通費	1	式			YZZ0101 レベル2
旅費交通費	1	式			YZZ010101 レベル3
旅費交通費	1	式			YZZ01010101 レベル4
旅費交通費（設計）	1	式			S2Z0101X3 00  単第0 -0010 表
電子成果品作成費	1	式			YZZ0102 レベル2
電子成果品作成費	1	式			YZZ010201 レベル3

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費	1	式			YZZ01020101 レベル4
電子成果品作成費(設計) 概略設計, 予備設計及び詳細設計	1	式			SZZ0102X3 00  単第0 -0011 表
**直接原価**					
その他原価 計算情報…… 対象額…… 率……					
**間接原価**					
**業務原価**					
一般管理費等 計算情報…… 対象額…… 率……					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額…… 率……					

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務費計					















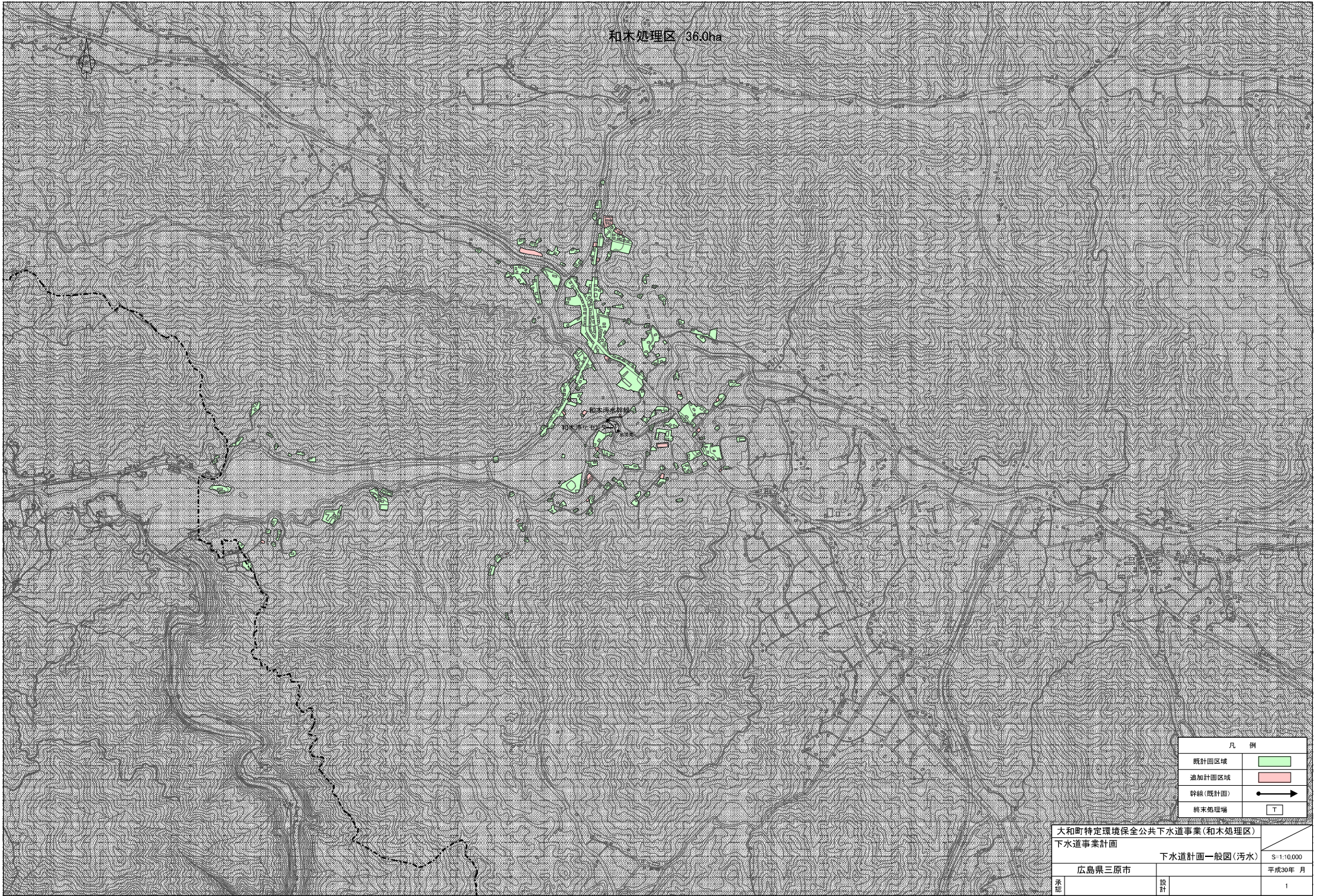








和木処理区 36.0ha



凡例	
概計画区域	
追加計画区域	
幹線(概計画)	
終末処理場	

大和町特定環境保全公共下水道事業(和木処理区)		
下水道事業計画		
下水道計画一般図(汚水)		S:1:10,000
広島県三原市		平成30年 月
承認	設計	1

1:10000